

✔ スポットBプラン 〈税抜価格〉

個人	A	B	A+B
申告年度の年商 (経費の総額)	所得税 申告書	消費税 申告書	申告書 作成料
1000万円 以下	80,000	50,000	130,000
2000万円 以下	90,000	50,000	140,000
3000万円 以下	100,000	70,000	170,000
4000万円 以下	110,000	70,000	180,000
5000万円 以下	120,000	70,000	190,000
5000万円 超	申し訳ございませんが、お引受けできません		

● 着手金 3万円

下記※に該当した場合でも、着手金は返金いたしません

● 資料のご提出日により、料金に変更になります

2月 10日～2月20日まで 20%割り増し

2月 21日～2月28日まで 30%割り増し

3月 1日以降 50%割り増し

法人	A	B	A+B
申告年度の年商 (経費の総額)	法人税 申告書	消費税 申告書	申告書 作成料
1000万円 以下	100,000	50,000	150,000
2000万円 以下	110,000	50,000	160,000
3000万円 以下	120,000	70,000	190,000
4000万円 以下	130,000	70,000	200,000
5000万円 以下	140,000	70,000	210,000
5000万円 超	申し訳ございませんが、お引受けできません		

● 着手金 3万円

下記※に該当した場合でも、着手金は返金いたしません

● 資料のご提出日により、料金に変更になります

決算日から3週間を超えて 20%割り増し

決算日から4週間を超えて 30%割り増し

決算日から5週間を超えて 50%割り増し

- ▶ 経費の総額が年商額を上回る場合は、経費の総額で区分します。
- ▶ Bの料金について、消費税免税事業者は、不要ですが、飲食料品販売業、飲食店経営の場合は税別30,000円加算となります。
- ▶ ZOOM、あるいは当事務所に於いて面談を2～3回予定していますが、ご来所いただけない場合は別途30,000円必要です。
- ▶ 税務申告書のみを作成するプランになります。決算書・科目内訳書・課税区分集計表などは、お客さまがご作成ください。

▶ 必要資料について

① 決算書 ② 科目内訳書 ③ 課税区分集計表(消費税課税事業者のみ) ④ 過去2年間の税務申告書 ⑤ 過去2年間の①～③
お客さまが作成された①～③をもとに、税務申告書を作成します。決算書・内訳書の精査、修正、助言などは行いません。

※ ①～③の作成内容、精度、整合性、整備状況によっては、お断りする場合もございます。あらかじめご了承ください。

▶ スポットプランについて

書類お預かり時に、前金として8万円を申し受けます。あしからずご了承ください。

※ 当プランは、税務申告書以外の書類の作成及び提出、税務相談や節税対策、助成金、融資の相談などは含まれておりません。

これらにつきましては、定期的にご面談を重ねることで可能になるものですので、「おまかせプラン」の方をご利用ください。